

企画競争実施の公示

平成26年7月1日

国土交通省大臣官房福利厚生課長 川名 茂

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名

中央合同庁舎第3号館(国土交通本省)内における保育所の運営

(2) 業務内容

中央合同庁舎第3号館(国土交通本省)内において保育所の運営を行う。

(3) 業務場所

東京都千代田区霞が関2-1-3

中央合同庁舎第3号館(国土交通本省)地下1階(別紙1)

(4) 業務期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

なお、業務の開始時期については、施設の整備状況等により決定する。

また、運営業務については、必要に応じ、下記2による国有財産使用許可期間を当初の開始日から5年を超えない範囲内で更新し行うことができる。

2 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、運営業務の実施に際し、国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、国土交通省大臣官房会計課長 平垣内 久隆(以下「甲」という。)が行う。
- (3) 国有財産の使用許可に当たっては、平成27年度予算の成立及び国が設置する保育施設の東京都認証保育所事業実施要綱に定める東京都知事からの認証取得を条件とする。

3 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省における物品の製造等に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 甲から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (5) 平成26年6月1日現在で認証保育所を1カ所以上運営している事業者及び東京都

認証保育所事業実施要綱5に規定する設置者の要件を満たす事業者であること。

- (6) 運營業務の実施について、児童福祉法など各法令、東京都認証保育事業実施要項、東京都認証保育所事業実施細目、千代田区認証保育所運営費等補助要綱を遵守した上で、次の保育内容を実施できる者であること(①②は必須で、※印は1つ以上盛り込まれていることが必要)。

①夜間延長保育(21時00分以降自由設定)、②一時保育、③障害児保育※、④病後児・病児保育※、⑤子育て支援(相談)事業※

- (7) 現受託事業者から入所者の引継ぎができること。(認証審査期間中における入所者の転園先の確保等についても可能であること。)
- (8) 国税及び地方税を完納していること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (10) 下記4の(2)の説明会に参加した者であること。

4 手続等

- (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省大臣官房福利厚生課厚生安全係
電話 03-5253-8111(内 22143/22144) ファクシミリ 03-5253-1534

- (2) 提案要領の交付期間、場所及び方法

平成26年7月1日から平成26年7月14日までの間に、上記(1)において書面により交付する(平日10時から12時、13時から17時まで)。

- (3) 説明会の日時、場所

日時:平成26年7月15日17時から
場所:東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第2号館16階
大臣官房福利厚生課会議室

- (4) 応募申込み

公募に参加を希望する者は、平成26年7月14日17時までに、上記(1)へ電話で申込みを行い、来省のうえ提案要領を受領すること。

- (5) 提案要領に関する質問等の受付

平成26年7月18日17時まで、書面による質問のみ上記(1)において受け付けることとする。回答は平成26年7月24日の16時以降に電子メール及びファクシミリにて説明会への参加者へ送信する。

なお、評価基準の配点に関する質問は受け付けられない。

- (6) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成26年7月30日17時までに、上記(1)に持参又は郵送(書留郵便のみとし、左記提出期限必着とする)にて提出すること。

- (7) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

提出書類は以下の通りとする。

- ① 保育所開設計画企画提案書(別紙2)

② 保育所開設計画企画提案書に添付する書類

なお、企画提案書に添付する書面のうち、公的機関発行の書面については、発行後3ヶ月以内の原本とする。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4の(1)に同じとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 業務を行う最適な者として特定(以下「特定」という。)した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)」において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記2の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) その他の詳細は提案要領による。